

DAC パリ宣言フォローアップに関する NGO との非公式会議 報告(第一版)

日時: 2006 年 11 月 29 日(水) 14 時~18 時

場所: DAC Annex Monaco OECD Paris France

冒頭、Lehembre 議長(援助効果課長)より、本会合の目的として、①モニタリング・サーベイの結果報告と②3 月の NGO/援助効果作業部会との合同会合の準備協議があげられた。

1. DAC 援助効果作業部会の Mizarahi 氏による、モニタリング・サーベイの結果報告は以下のとおり。

- パリ宣言は 12 の指標から構成される。この指標すべてを適用するのはドナー側で、パートナー国(途上国)は 3 つの指標しか適用されない。モニタリングは現地調査と文献レビューで実施。2005 年の実施状況をベースラインとして、2007 年に中間モニタリングを、2010 年がターゲット年とする。モニタリング調査は現場が主導して行っている。政府に任命されたナショナル・コーディネーターが中心になり、各国の事情に則してデータや情報の質管理を行っている。
- 今回の調査では、40 カ国が自発的に参加、各パートナー国の援助量の 85-90%が把握でき、このうち ODA 量は 160 億米ドル、技術協力が 50 億米ドルにのぼり、1,416 の PIU(プロジェクト実施ユニット)が存在し、10,837 件のミッション(アフガニスタンは 1,641 件)が報告された。
- 特徴のあった指標についての説明…指標 5a のパートナー国のシステムの活用状況では、アジアが 33%、他国が 40%だが、2010 年にはアジアは 55%、他国は 75%を目標としている。指標 2(国の公共財政管理システム:PFM の活用=国家予算へオン・バジェット化)と、指標 5 の PFM の質との相関関係では、PFM の質が高くなれば、オン・バジェット化が進むことがわかった。指標 9 のプログラムアプローチでは、アジアは 38%、他国は 50%、全体の内訳では、ノン・プログラムが 58%、セクター・サポートが 23%、直接財政支援が 19%となっている。この現状から、2010 年にはアジア・他国全体のプログラム・アプローチの目標率を 66%としている。また、指標 3 で、政府が報告した開発予算と、ドナーが報告したそれとの比較をしたところ、4 カ国が過剰報告(実際に途上国が報告した援助額がドナーのそれを上回る)、14 カ国が過小報告(途上国の報告よりドナーのそれが下回る)になっていた。援助額の把握において、パートナー国とドナーとの間に顕著な食い違いがみられる。

2. シニアレベル会合(SLM)の協議内容に関する説明

- 12 月 5 日シニア・レベル会合(SLM)が開催され、モニタリング・サーベイ進捗報告と懸案事項を協議する。
- SLM での中心議題は、①トランザクション・コストの軽減、②パリ宣言のアジェンダを進めるためのインセンティブ、③ドナー実績・データの発表方法の 3 点になる。
- ドナー実績・データの発表方法については、すべての国名、ドナー名、指標を明らかにすることは、確実に全ての国・機関から合意されており、それは問題ではない。問題はそれをどう示すかである。現在、3 つのオプションが出されている。1 つは、指標ごとに国をアルファベット順にする方法、2 つ目は、国・機関を指標の成績ごとに四分位(たとえば、上、中の上、中の下、下という感じ)分けて表す方法、3 つ目は、指標ごとに、国・機関を個別に示す方法、のどれかから選択する。SLM で最終決定されるが、多分、アルファベット順になる観測が強いようだ。

3. 以下参加者からの質問に関する回答および参加者の意見:

- PFM は世銀の CPIA(Country Policy and Institutional Assessment) の手法を採用し計測、財政管理に対するデータの質管理に極力努めている。
- 定量的な指標ではカバーできない、パートナー国オーナーシップなど質的な情報については、現在、英国の ODI(海外開発研究所)が 350 ページにわたる報告書を執筆、各国 12 ページ程度で定性的評価を行っている。(JANIC 質問に対して)
- ドナーによるコンディショナティの削減に関するモニタリングは NGO/CSO の関心の中心でもあるが、パリ宣言に含まれていないので、今回のモニタリングでも対象になっていない。
- 質問票を埋めるのは、各パートナー国政府、ドナー国で、自己評価になるが、データの質に関しては、ナショナル・コーディネーターが再チェックし、明らかに異常値や疑問などが見つければ、質問票を差し戻し、再調査をかけて質の確保に努めている。(JANIC 質問に対して)

- 回答そのものを NGO や CSO が直接行うことはないが (ODA 対象のため)、パートナー国と政府の間に意見の相違などがあつたり、ドナーの圧力などでパートナー国が不利な立場になった場合には、NGO がサポートに入るケースもあつたので、NGO/CSO の役割も非常に重要視されている。(同上)
 - 国の比較については、指標にもよるが、技術的、分析的にも難しいものがある。属性の違う A 国の 20% と B 国の 30% を単純比較はできない。またドナーにとっても国比較は難しい。およそ 40-50 国・機関ある中で、現在、調査実施中の 32 カ国全部にまたがり援助しているのは 3 カ国・機関のみ、小規模なドナーは 1 カ国、3 カ国程度というところもあるので、比較にならない、もしくは比較分析しても統計的信頼度を得るのは困難である。
4. 2007 年 3 月に行われる援助効果作業部会に向けてのプロセス
- NGO および、DAC 事務局の役割を確認しあうことが第一の目的。特に、ドナーの行動については、NGO の影響力は非常に重要であるため、援助効果作業部会では、ドナー、パートナー国(途上国)、NGO が国際的なパートナーシップに基づいて、パリ宣言のモニタリングを進めていく(議長)。
 - NGO/CSO が中心議題とするのは、①アカウンタビリティ、②透明性、③オーナーシップ、④参加である。NGO/CSO としては、パリ宣言のモニタリング・プロセスと、それを超えた何か(付加価値的なもの)を持ちたい。また、コンディショナリティ(削減)に関する問題も継続的に議論したい(Reality of Aid)。
 - チャレンジングかもしれないが、パリ宣言は、管理、援助デリバリー、財政などの分野のアウトプットが報告書になっているので、NGO/CSO はそれがカバーしない分野、①ジェンダー、②紛争、③ガバナンス、④貧困、⑤参加などクロスカutting・イシューについてモニタリングや議論ができないか？(事務局)
 - カナダの NGO/CSO は、パリ宣言について、昨年以來、カナダ政府とシステムティックなダイアログを構築している。また、パートナー国とのコンタクトも継続し、ドナーへのプレッシャーにも努めている。パリ宣言の精神において(援助効果)、プレッシャーは NGO/CSO 自身にもかけなければならない(カナダ)。
 - 3 月の会合に向けては、①情報システム・開示などの透明性を確保すること、②パリ宣言が MDGs のような正当性(Legitimacy)をもっていることを認め合うこと、③NGO/CSO の関与する場をより多く持つ、の 3 点を訴えることが大きな目的になるだろう。(Action Aid)
 - モニタリングの結果、どのようなアクション、実施をするかを検討することも重要(議長)。
 - Eurodad の傘下にある団体だけでも 120-130 あるので、どう意見調整し、代表を決めるのかが課題(Eurodad)。
 - NGO/CSO が何をするのかまだ不明確。これから協議しなければならないが、具体的なアクションプランや共通の枠組みのようなものを作ることができないか？欧州の NGO/CSO は比較的、頻繁に会えたり、コミュニケーションを取れているようだが、アジアやラテンアメリカ、アフリカなどの NGO/CSO は地理的に遠いので、なかなかダイアログに入るのが難しい。パリ宣言のための NGO/CSO ネットワークを構築したい(JANIC)。→NGO/CSO 間の ML を作ることは会場から提案された。
 - アドバイザリー・グループ(AG)の設置を提案。NGO/CSO から 2-3 グループ、ドナーサイドから 6-7 グループで、AG が代表して、事務局や作業部会とお互いの視点や意見をすり合わせる(事務局)。
 - 合同作業部会合に招待できるメンバー国(ドナー)、パートナー国、NGO/CSO は、30 国・機関・団体前後。それぞれの国や機関から 1 人だけとは限らないので、実際の参加者はもっと多くなるが、スペースの問題からすると 30 が限界。
 - 2 月に、事務局から NGO/CSO に対して、モニタリング・サーベイのドラフト・レポートを送る予定。
5. ODA カウンティングについての説明 (DAC 統計作業部会の Hammond 氏より)
- 「ナイジェリアの債務救済を ODA カウントすること」に関する Eurodad による懸念は共有している。ナイジェリアの債務は 150-180 億ドルでほとんどが累積金利である。しかしながら、現在の ODA カウントの定義自身の変更されない限り、債務救済を ODA 総額から削除することは困難でもある。一方で、ナイジェリアは特殊モデルとして、ODA 総額と債務救済の額を出し、ODA 総額から債務救済を引いたものを、現実的な援助額として提示することも検討している。
 - 平和維持軍による援助など、Security 分野を ODA カウントするかについては、定義上、含まれてないので、カウントされるべきでないと判断する。

6. 出席者:

ACCION: Mr. Jorge LARENAS(イタリア) CONCORD: Mr. Jesse GRIFITTH (欧州)

AFRODAD: Ms. Moreblessings CHIDAYSHE(アフリカ) CCIC: Mr. Brian TOMLINSON(カナダ)

EURODAD: Ms. Lucy Hayes (欧州)

JANIC: Mr. Michiya KUMAOKA, Ms. Tomoko HONDA (Observer)(日本) CIDSE: Mr. Georg STOLL(欧州)

REALITY OF AID Mr. Antonio A. TUJAN(国際)、フィリピン) REPAOC: Mr. Aurelien ATIDELGA(西アフリカ)

UK AID NETWORK: Ms. Sarah Mulley(英国) UNDP: Ms. Dasa SILOVIC(国連機関)

OCDE/OECE DCD/EFF: Mr. Christian LEHEMBRE, Head of EFF;

Mme Stephanie BAILE, Principal Administrator EFF, Mr. Simon MIZRAHI, Principal Administrator

Mr. Michael LAWRENCE, Senior Advisor, Mr. Kei YOSHIZAWA, Senior Advisor

Mr. Goran EKLOF, Consultant, Mr. Brian HAMMOND, Head of DCD/STAT

7. 所感

①当初報道されていた「国名の非公開」案はすでに取り下げられていたので、Eurodad を始めとして他の NGO/CSO もそれに関する言及は特になく、建設的な協議が進んだ。ランキング問題については特に特定の国が反対しているなどの指摘も出されなかった。公開方法の 3 つのオプションについての是非についても、NGO/CSO からこれといった意見も出なかった。(ランキングが必要である場合、一次資料において国名と指標が公表されれば、二次的にランキングは作成できる。)

②今後 NGO/CSO が3月に向けてのプロセスで何をするのか、という点はまだ明確でなく、具体的案は作成されなかった。今後の NGO/CSO の課題として、議論される。

③「援助効果向上—パリ宣言」に関わる議論が、世界の NGO/CSO では、Reality of aid や EURODAD などが中心となり議会なども巻き込んで、情報交換、意見調整、政策批判・提言が進められている。日本においても、政府、NGOの担当者関係者のみならず、議会、アカデミズム、メディアなどをふくめ、広く議論され共有されるべき重要な課題である。日本政府・外務省も積極的な役割を果たすべきである。

④ NGO/CSO側課題: 今後パリ宣言のフォローアップについて、日本の NGO/CSO には二つの検討事項がある。第一に、今回出席した NGO/CSO やその他パリ宣言フォローに関与している NGO/CSO とのネットワークに入り、議論や意思決定に積極的に参加する。第二に、日本の NGO/CSO として、日本の ODA をパリ宣言の枠組みでどのようにモニタリングするかの実施方法を確立することが求められる。モニタリング対象国は40カ国近くあるすべての国を NGO/CSO がモニタリングすることは困難であろうが、たとえばそのうち、日本の NGO/CSO が活動実施している10カ国程度をサンプリングとして抽出し、必要に応じてカントリー・コーディネーターにコンタクトをとりながら、情報・データの分析・考察などに参加したり、その他、定性的な情報、クロスカッティング・イシューに関するコメントや評価を行うことは可能であろう。(文責:熊岡路矢 記録:本田朋子)